

平成 23 年 (7) 第 [REDACTED] 号

陳 述 書

平成 23 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

原告 [REDACTED] [REDACTED]

- 1 原告は、京都市 [REDACTED] の土地、及び、同所 [REDACTED] 番地、家屋番号 [REDACTED] 番の建物を、平成 23 年 [REDACTED] 相続した。
- 2 原告が相続した土地・建物には、被告を名義人とする抵当権（京都地方法務局 [REDACTED] 出張所、昭和 13 年 [REDACTED] 受付第 [REDACTED] 号）が登記されている。
- 3 前記抵当権は、申立人の夫（ [REDACTED] ）の父（ [REDACTED] ）が設定したものであるが、原告は、 [REDACTED] が死亡するまで、抵当権が登記されていることを知らなかった。
- 4 抵当権が登記された当時の登記簿には弁済方法の記載があり、抵当権の被担保債権は、最終の弁済日である昭和 21 年 2 月 2 日に完済されたものと推測できるが、原告の手元には、抵当権に関する書面も、弁済を証する書面もない。
- 5 よって、原告は、所有権に基づく妨害排除請求権により、時効消滅を原因として抵当権設定登記の抹消登記手続を求める。